

中期目標・中期計画（素案）

鳴門教育大学

平成27年6月25日

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 68) (大学名) 鳴門教育大学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>鳴門教育大学は、「教育は国の基である」という理念のもとに、教員養成大学として時代の要請に応えるべく、高度な教職の専門性と教育実践力、かつ豊かな人間愛を備えた高度専門職業人としての教員の養成を最大の目標とし、教育委員会等との連携を深めながら教育・研究並びに学生支援等に真摯に取り組んできた。その取組は、第2期中期目標期間中の平成22年3月の学部卒業生から、平成26年3月の学部卒業生までの5年間について「教員就職率5年連続全国第1位」*という顕著な成果につながってきている。</p> <p>その一方で、グローバル化の進展、高度情報化の進展、人口減少を伴う少子高齢化社会の到来、環境問題の生起、価値観の多様化等、学校教育を取り巻く社会の急激な変化により学校現場の課題は一層複雑化、多様化してきている。こうした状況下で学校教育を担う教員には、一体的に改革された養成・採用・研修制度のもと、教職生活の全過程を通じて、新たな学びや複雑化する学校課題に対応したより高度な実践的指導力と教育的な人間力を形成していくこと、さらには学校・地域人材等からなるチームによる教育（「チーム学校」）を牽引できる力量が求められている。教員は、まさに「学び続ける教員」でなければならないのである。</p> <p>鳴門教育大学は、第3期中期目標期間を迎えるに当たり、「学び続ける教員のための大学」として、その取組を一層重点化しつつ加速させていく。そのために本学は、主として現職教員再教育の機能を強化した大学院重点化をめざすとともに、「地方創生」を理念として</p>	

教育分野を柱に地域の人材育成や活性化の中核となりつつ、全国のモデルとなる先導的な教育・研究を推進し、全国や世界に成果を発信する大学として自らの位置と意義を定める。併せて、教育・研究を通じて持続可能な社会の実現に貢献する。

このような認識のもと、教育・研究及び業務運営の指針を以下に掲げる。

1. 変化する社会や学校の中で、幅広い視野と理論に裏打ちされた豊かな教育実践力を持つ教員を養成するために、学士課程及び大学院課程において、教員養成の高度化と現代的な教育課題に対応した特色あるプログラムを組み込んだ実践的カリキュラムを開発し運用する。
2. 児童生徒の探求的な学びを指導できる教員を養成するために、ICT等を積極的に活用して学生・院生による能動的な学修を促す教育方法への改善を推進する。
3. 小中一貫教育や生徒指導と予防教育を有機的に結びつけたいじめ防止教育、小学校英語教育等学校教育の課題に関する先導的教育研究を一層強化し、全国のモデルとなる成果を社会に発信するとともに、教員養成カリキュラムに反映させる。
4. 児童生徒の学力向上や高度な教員研修機会の確保等の地域の教育課題の解決をめざした大学・附属学校園・教育委員会等の連携あるいは大学間ネットワークを活かした実践的な教育研究と体制整備を一層推進する。
5. 多様な学生のニーズやキャリア形成に対応した学修支援や生活支援を一層充実させ、その結果として教員就職率全国第1位を継続する。
6. グローバル化時代に相応しい学術交流、人材交流、文化交流を活性化するとともに、開発途上国への教育支援を一層推進する。
7. 環境負荷の逡減に配慮しつつ、学生や教職員が健康で安定した

生活を送ることのできる教育環境の整備に一層努める。
以上の指針を踏まえ、鳴門教育大学の中期目標・中期計画は以下のとおりとする。

*平成22・23・24年の3年間の教員就職率（各年3月の卒業生）と、平成25・26年の2年間の教員就職率（各年3月の卒業生から大学院進学者と保育士就職者を除いたもの）を通算した結果。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成34年3月31日

2 教育研究組織

- ①この中期目標を達成するため、別表1に記載する学校教育学部、学校教育研究科を置く。
- ②兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）の構成大学である。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

（1）教育内容及び教育の成果等に関する目標

1) 教員としての資質・能力を実践的カリキュラムを通じて培うために、第2期までに、学士課程では、「教育実践学を基盤とした教員養成コア・カリキュラム（鳴門プラン）」を実践し、学生による授業評価や教員就職率を指標に高い成果を上げてきた。第3期では、カリキュラム・ポリシーに基づき、カリキュラムにおける授業科目の位置と機能及び授業科目の有機的な関連性について可視化した「カリキュラム・ガイドブック」をFDや授業実践に活用し、学生個々のキャリアに沿った履修指導を行い教員養成の質を一層向上させることにより、教育実践力の高い教員を養成する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

（1）教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 「カリキュラム・ガイドブック」は、平成25年度に第一次試案を作成し、FDにおいて試行・改善しながら平成26年度に第二次試案を作成してきている。授業実践におけるガイドブックの試行を経て、平成28年度には「カリキュラム・ガイドブック」（第三次試案）を作成し、平成29年度に学生に配付し履修指導に活用する。「カリキュラム・ガイドブック」の内容と活用法は、毎年度検証し改善する。
- 1)-② 平成28年度に「カリキュラム・ガイドブック」を活用したFDプログラムを構築し試行するとともに、平成29年度から本格実施し、カリキュラム構成や授業の内容・方法について教職協働により検証・改善する。

2) 大学院課程（修士課程・教職大学院〔専門職学位課程，以下「教職大学院」と記載する。〕）では，第2期には，修士課程において学校現場の教育課題を踏まえたプロジェクト型コア・カリキュラムを実践し，院生の教育実践力の向上に成果を上げてきた。また，学生のキャリアやニーズの多様性に対応でき，専門科目で学んだ最先端の知見（知識・技術）を現場の教育に生かせるカリキュラム開発を行ってきた。第3期では，専門的な知識・技能を教科内容として構成し学校の授業に活用する手立てを学ぶコア科目「教科内容構成科目」を新設し，思考力・判断力の育成等今日の教育課題を，総合的・教科横断的にとらえ実践ベースで解決していくことをめざすコア科目「教育実践フィールド研究」と結びつけてコア科目の構成を体系化し実践することを通して，教育課題に柔軟に対応できる実践的な教員養成教育を一層推進する。

教職大学院においては，平成20年度からの課程開設以来，現職教員学生の現任校並びに学部卒学生の連携協力校での実習科目を基軸に共通科目と専門科目を系統的に構成し，理論と実践を融合したカリキュラムを実践してきた。第3期では，カリキュラムの体系性を確保しつつ，変化する社会における学校教育の課題解決に応えることのできる教育実践力の一層の向上，さらには学校・地域人材等からなるチームによる教育（「チーム学校」）の中核を担う学校リーダーの養成をめざして，「学校マネジメントカプログラム」，「小中一貫教育プログラム」，「生徒指導カプログラム」等を新設し，教育内容を一層充実する。

また，学士課程・大学院課程を通じて，主体的な課題解決型学習（アクティブ・ラーニング）及び協同学習を授業に一層取り入れるとともに，ICT等を積極的に活用した授業

2)-① 修士課程において，第2期に研究開発した「教科内容構成科目」を平成28年度に教科・領域教育専攻の必履修科目として新設し（総数10科目），既設のコア科目「教育実践フィールド研究」（全専攻の必修科目：15科目）と結びつけて実践することを通して，学校の教科・領域学習をめぐる課題解決型学修を促す。

2)-② 平成28年度から，教職大学院に「学校マネジメントカプログラム」，「小中一貫教育プログラム」，「生徒指導カプログラム」等を新設し実践するとともに，学生や地域の学校のニーズを踏まえてプログラムを検証・改善する。

2)-③ 平成29年度までに，学部生・院生による主体的な課題解決型学習（アクティブ・ラーニング）及び協同学習を80%以上の授業に取り入れるとともに，第3期末までに80%以上の授業科目においてICTを活用した授業を展開する。

を展開することにより、教育方法の改善や高度化を行う。

- 3) 小中一貫教育やいじめ防止教育等、現代的な教育課題や学生のニーズ及びキャリア形成に実践的かつ柔軟に対応した教育プログラムを開発・提供することを通じて、学士課程及び大学院課程の教育内容の改善を行う。
- 4) 教員養成大学としての単位認定及び学位の実質化をめざして、第2期では、学位論文審査基準の策定や成績評価の分布図を作成し、その検証を行ってきた。第3期では、これらの取組をさらに推進するため、ディプロマ・ポリシーに基づいた単位認定及び卒業・修了要件の厳格化を図るとともに、学士課程においては、GPA等と「カリキュラム・ガイドブック」及び「学修キャリアノート」（鳴門教育大学版学修ポートフォリオ）とを組み合わせ「学生による教育実践力の自己開発・評価システム」を構築し、学習成果を可視化する。修士課程においては、教育実践に直接寄与する内容の修士論文を質的・量的に充実させることを通じて、教員養成大学における学位論文として実質化する。合わせて、教員養成教育の成果としての教員就職率を高める方策を取る。

（2）教育の実施体制等に関する目標

- 1) 第3期においては、教員養成大学に相応しい教育の実施体制をさらに充実させるために、現代の教育課題や学生のキャリア形成に応じて、修士課程では専門性を基盤にした課題の明確な授業を展開できる教科・領域教育等のエキスパート教員を養成すること、教職大学院においては学校教育における学校リーダー教員及び実践的指導力を有する優

3)-① 平成29年度までに、小中一貫教育や生徒指導と予防教育を有機的に結びつけたいじめ防止教育等、現代的な教育課題や学生のニーズ及びキャリア形成に実践的かつ柔軟に対応した8つ以上の教育プログラムを開発し、学士課程及び大学院課程のカリキュラムや教育内容に組み入れる。

4)-① 平成28年度に、教員養成のための少人数教育や現職教員再教育等の本学の特色を踏まえた成績評価の基準と方法に関するガイドラインを策定し、平成29年度以降それに基づいて「評価の観点」、「評価の方法」、「評価基準」を明示した成績評価と単位認定を行う。

4)-② 平成28年度に、学位審査について明確な審査基準に即して修士論文の内容に関するガイドラインを策定し、平成29年度以降教育実践に直接寄与する内容の修士論文が第2期期間中毎年50%であったのに対し毎年70%以上になるようにする。

4)-③ 学士課程において、平成28年度に、学生個々の各学年の単位取得やGPA等と「カリキュラム・ガイドブック」及び「学修キャリアノート」等を活用した「学生による教育実践力の自己開発・評価システム」を構築し、平成29年度から本格実施し、その効果を毎年4年次科目「教職実践演習」での模擬授業や集団討論等を通じて検証し改善する。

4)-④ 教員養成教育の成果として、卒業者に占める教員就職率について、ミッションの再定義に基づき、第3期期間中は学士課程で80%を、修士課程で70%を、教職大学院で95%を確保する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 教職大学院のさらなる重点化を図るため、「チーム学校」に係る学校マネジメント、小中一貫教育、生徒指導等に関するプログラムを新設し教育機能を強化するとともに、修士課程の教員養成機能のより一層の高度化を図るため、教科・領域教育における教科内容学研究を推進し、その成果を踏まえた実践型カリキュラムの質的転換を行いつつ、学長を室長とする企画戦略室において、大学院学校教育研究科の学生

れた新人教員を養成することという大学院課程の機能と意義を踏まえながら、教職大学院のさらなる重点化を実現できる教育の実施体制にするために、平成31年度までに大学院の改組を行う。また、大学間の連携・ネットワークを活かして多様で柔軟な見方や考え方のできる教員を養成するために、四国地区大学間連携による共同実施の授業科目を設定し実践する。

- 2) 全学的な教学マネジメント体制が機能しているのかを評価するために、第2期に体制を整備した教育・研究評価室（評価観点・評価方法の策定機関）及び教育・研究評価委員会（内部評価実施機関）と教育・研究外部評価委員会（大学等研究機関の代表者と教育委員会等ステークホルダーの代表者からなる外部評価機関）により、「教員養成カリキュラム及び教育プログラムの評価」、「教職協働を実現するための学内組織の評価」、「PDCAサイクルによる実施体制の評価」についての明確な評価観点と評価方法を策定し、それらに基づく具体的な評価と改善を行う。また、学外のニーズを教員養成教育に適切に取り込むために、教育委員会等と連携した常設の教員養成等推進会議を設置し、本学の特色ある教育プログラムの計画・実施・効果について評価を受け、改善のための具体的な提言を得る。

（3）学生への支援に関する目標

- 1) 教員養成を目的とした大学として学生のニーズをふまえた計画的・体系的な就職支援を行うため、第3期には、これまでも実施してきた合宿研修、教職ガイダンスを一層充

定員の適正化を実現する大学院の改組について検討し、平成31年度に改組を行う。

- 1)-② 修士課程と教職大学院の互いの特色を活かした教員養成機能の強化という観点から、平成29年度までに、大学院の特色ある教育プログラムの実践に当たり両課程の教員が協働で授業を担当する仕組みをつくる。
- 1)-③ 四国地区5国立大学が連携して、各大学の特色や得意とする教育分野及び人材を、インターネットを用いたe-Learningで共有・補完し、教養科目（共通科目）及び専門科目を中心に50科目以上を共同開講し、教育内容の充実に取り組む。
- 2)-① 平成28年度に、教育・研究評価室において、「教員養成カリキュラム及び教育プログラムの評価」、「教職協働を実現するための学内組織の評価」、「PDCAサイクルによる実施体制の評価」についての明確な観点と方法を策定する。
- 2)-② 平成29年度以降毎年、教育・研究評価室が策定した評価観点と評価方法に基づいて、教育・研究評価委員会により「教員養成カリキュラム及び教育プログラム」、「教職協働を実現するための学内組織」、「PDCAサイクルによる実施体制」の評価を実施するとともに、教育・研究外部評価委員会において本学の教学マネジメント体制に係る評価システムの評価を行い、提言に基づいて改善を行う。
- 2)-③ 平成28年度以降毎年、教育委員会等の学外関係者の参画を得て教員養成等推進会議を年間2回以上開催し、地域の教育課題解決型の教育プログラムの計画・実施・効果について評価を受け、プログラムの改善を行うとともに、地域のニーズを踏まえた新たなプログラムの構築に活かす。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 第3期期間中、学部では全員に1年次から3年次までの合宿研修を実施するとともに、学部・大学院を通じて毎年150コマ以上の就職支援ガイダンスを開催し、学生・院生の80%以上の参加率を確保する。

実させるとともに、新たな支援策として「就職支援ニューズレター（仮称）」を学生・院生に電子配信し、リアルタイムの教員採用試験情報を知らせる取組等を行い、これまでに以上にきめ細かな教員就職支援を実施する。本学は平成22年度より学部卒業生の教員就職率5年連続全国第1位を達成してきたが、第3期にも就職支援活動の成果として教員就職率全国第1位を維持する。

- 2) 経済的に困窮している学生や障害のある学生、留学生等多様な学生の学修を底支えする生活支援のために、授業料免除について、「鳴門教育大学授業料免除選考基準」を満たした者全員に対して基準相当の免除を行うとともに、外国に留学する学生や学修意欲が高く特に成績優秀な学生に対する新たな支援策を策定し、平成30年度を目途に実施する。また、卒業生・修了生等へのフォローアップの体制を充実させるために、平成30年度を目途に「鳴門教育大学地域同窓会メンター制度（仮称）」を創設し、卒業生・修了生の教職就職支援や学校・職場等での課題解決に向けての支援・相談の体制を確立する。
- 3) 学生に良好な学修環境を提供するために、平成27年度には、アクティブ・ラーニングなどの新しい学びや模擬授業の実践等に活用できるラーニング・コモンズを整備し、事務局にその活用促進を担当する主幹を置いた。第3期では、期間中のカリキュラムや就職支援活動と連動したラーニング・コモンズに関する計画を策定し、それに基づく利用促進策を講じ、学生の利用を向上させる。

(4) 入学者選抜に関する目標

- 1) 本学では入学者選抜において、学生の資質能力・意欲・適正を多面的・総合的に評価するために、センター試験の結果だけでなく面接、論文、個別検査、調書などの結果を

- 1)-② 最新の教員採用試験情報を収集・吟味して、平成28年度に「就職支援ニューズレター（仮称）」の学生・院生への電子配信を開始する。

- 2)-① 第3期期間中毎年度、授業料免除について、「鳴門教育大学授業料免除選考基準」を満たした者全員に対して基準相当の免除を行う。
- 2)-② 平成29年度までに外国に留学する学生や学修意欲が高く特に成績優秀な学生に対する奨学金制度を創設するとともに、支援対象者の評価基準を策定し、平成30年度を目途に実施する。
- 2)-③ 平成30年度を目途に、本学同窓会の構成員のうち教職等の職務に熟達した者がメンターとなり、新人・後輩に助言・支援する「鳴門教育大学地域同窓会メンター制度（仮称）」を、5府県以上を対象に創設する。

- 3)-① 平成28年度には、前年度に整備したラーニング・コモンズ設備の利用について検証を行う。平成29年度では、附属図書館運営委員会において、さらに教員養成大学にふさわしいラーニング・コモンズ設備の充実について計画を策定し、当該設備の利用説明の実施や教員と連携した課題解決型学習支援の実施など、計画に基づく利用促進策を講じることにより、毎年学生等の利用日数が開室日数の70%を超える利用率を達成する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 四国地区5国立大学が連携して志願者の多様な活動歴等の情報をオンラインで収集するシステムを平成29年度までに開発・充実させ、志願者の資質や能力を多面的・総合的に評価する入学者選抜に活用す

活用してきた。また、平成24年度から四国地区5国立大学連携「連合アドミッションセンター」による連合A0事業として、A0入試への展開を見据えた志願者情報システムの開発に構成大学として参画している。第3期の平成29年度までにこの新たなシステム運用への移行を完了し、その内容を踏まえたアドミッション・ポリシーの検証等を行い、平成30年度に新たな入学者選抜方法を定める。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

1) 学校教育の今日的課題や教員養成改革の動向を踏まえ、課題解決に資する研究や日本の教員養成を先導する実践的研究を推進するため、第3期には、特に本学が特色や強みを持っている生徒指導及び予防教育に関する実践的研究、教科内容学に基づく教科専門科目の内容構成に関する研究、小学校英語教育のカリキュラム開発と指導法の研究を大学組織として積極的に推進する。

2) 高度な実践的教育研究能力に裏打ちされた初等・中等教員及び大学教員の養成教育を展開するために、連合大学院

る。さらに、高大接続改革をより一層推し進めるために、この内容を踏まえ、アドミッション・ポリシーの検証・改善を行い、平成30年度に新たな入学者選抜方法を定める。

1)-② 平成29年度以降、本学の特色や新しい入学者選抜方法等について、オープンキャンパス、高等学校等の訪問による説明会や他大学等と合同説明会、及びウェブページ等を通じて積極的に広報し、周知を徹底する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1)-① 生徒指導及び予防教育に関する実践的研究について、平成27年度に、鳴門教育大学が取りまとめ機関として、上越教育大学・宮城教育大学・福岡教育大学と連携し設立した「いじめ防止支援プロジェクト(BPプロジェクト)」を、国立教育政策研究所、生徒指導関係学会、各地の教育委員会等の協力を得ながら推進し、その成果をシンポジウムや教員研修会等を通じて徳島県をはじめ全国に発信し普及させる。

1)-② 平成27年度までに教科内容学を反映させた10教科の小学校教科専門教科書を作成した。この成果を踏まえ、平成28年度に教科内容学に係る研究組織を構築し、教科書を活用した授業を学士課程カリキュラムの中で試行的に実践し、その内容の妥当性を検証するとともに、平成30年度までに小学校教科専門科目の指導プランを開発する。また、平成30年度以降中等教員養成に係る教科専門科目の内容構成に関する研究を推進し、その成果を第3期末までにカリキュラムに反映させる。

1)-③ 平成33年度までに、「読み書き」を含む4技能を中学校に繋ぐ小学校3年生から中学校3年生までの一貫した英語教育プログラムを開発し、附属学校、公立学校での授業実践と評価テスト等を実施することにより妥当性を検証するとともに、教員研修等に組み込んでプログラムを普及させる。

2)-① 連合大学院学校教育学研究科博士課程担当の研究指導教員資格及び研究指導補助教員資格の認定を、教員の昇任人事や研究費の業績主義

学校教育学研究科博士課程担当の研究指導教員資格及び研究指導補助教員資格認定の教員の割合を増加させ、本学教員の資格の高度化を促進することにより、本学から高度な実践的教育研究能力を備えた大学教員を多く輩出できる教育研究の陣容を整える。

- 3) いじめ予防教育研究，教科内容学研究，小学校英語教育研究等本学の特色及び強みとなる教育研究の成果や本学教員の先端的な研究成果を有効に国内及び国際社会に発信する体制を構築し運用するとともに，その成果と課題をふまえて改善する。

(2) 研究の実施体制に関する目標

- 1) 地域の学校や教育機関等のニーズを踏まえ，現代的な教育課題の解決に資する教育・学習モデルを創出するため，第2期期間中に大学と附属小学校との共同研究体制を構築し，児童の主体的学習や知識の活用・創造を促す学習等の理論と実践を地域や全国の学校関係者に発信してきた。第3期には，大学と4つの附属学校園及び教育委員会等を結んだ共同研究体制により，学校種間連携教育やユニバーサルデザインの教育内容や授業の構成等に関する実践的教育研究を推進し，その成果を研究発表会やシンポジウム等により地域や全国に発信する。
- 2) 社会的ニーズが高く，イノベーションにつながるテーマや課題について，大学間連携による教育研究体制を構築する。
- 3) 教員養成大学に相応しい研究の質・成果と実施体制を評価するために，教育・研究評価室（評価観点・評価方法の

的傾斜配分の評価指標のひとつにし，第2期期間中の52%（平成24年度～27年度平均）であった当該資格を保持した教員の割合を第3期には65%以上（期間中平均）とする。

- 3)-① 平成28年度以降毎年，附属図書館から紀要編集委員会等に対して機関リポジトリへの登録を促すとともに，全教員を対象とした「機関リポジトリ登録に関する説明会」を開催することにより，機関リポジトリの公開総数を649件（平成27年3月末現在）から，第3期末には1,000件以上とする。

(2) 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 平成29年度までに大学・附属学校園・教育委員会による共同研究体制を構築する。そして，平成30年度に共同研究の主題と研究方法を明確に定め，以後研究を具体的に遂行する。第3期末までに成果発表のための大学・附属学校園・教育委員会合同研究大会を開催する。
- 1)-② 第3期末までに，大学・附属学校園・教育委員会の共同研究体制から生まれる実践的教育研究の成果を活かした授業科目や教育プログラムを，学士課程・大学院課程のカリキュラムにそれぞれ1つ以上組み入れる。
- 2)-① 技術移転に関わる四国地区5国立大学共同実施体制の構築により，これまで単独の大学では実施が困難であったより高度な知的財産の評価・実証活動（Proof Of Concept等）を共同して実施することにより，各大学が保有する知的財産の経済価値を高め，技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施する。
- 3)-① 平成28年度に，教育・研究評価室において，「研究活動の状況の評価」，「ステークホルダーのニーズを踏まえた研究の質の評価」，「連携

策定機関)及び教育・研究評価委員会(内部評価実施機関)と教育・研究外部評価委員会(大学等研究機関の代表者と教育委員会等ステークホルダーの代表者からなる外部評価機関)により、「研究活動の状況の評価」、「ステークホルダーのニーズを踏まえた研究の質の評価」、「連携・協働を観点にした研究の実施体制の評価」についての明確な評価観点と評価方法を策定し、それらに基づく具体的な評価と改善を行う。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

1) 地域の活性化に教育の側面から貢献するために、第2期の平成27年度に、本学と徳島県教育委員会との間で「鳴門教育大学・徳島県教育委員会連携協議会」を設置し、教員研修、いじめ、生徒指導、学力向上等について組織的に連携し協力する体制を整備した。第3期では、この体制の下、連携協力事業を推し進め、その内容や成果を全国や地域社会に還元する。また、大学間連携による成果も地域や社会に広く提供する。

4 その他の目標

(1) グローバル化に関する目標

1) 教員養成・教師教育等に関する実践的研究をグローバルに展開するために、3つ以上の海外の協定締結大学等との

・協働を観点にした研究の実施体制の評価」についての明確な観点と方法を策定する。

3)-② 平成29年度以降毎年、教育・研究評価室が策定した評価観点と評価方法に基づいて、教育・研究評価委員会により「研究活動の状況」、「ステークホルダーのニーズをふまえた研究の質」、「連携・協働を観点にした研究の実施体制」の評価を実施するとともに、教育・研究外部評価委員会において本学の研究に係る評価システムの評価を行い、提言に基づいて改善を行う。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

1)-① 鳴門教育大学と徳島県教育委員会による連携協力事業を毎年度計画的に実施するとともに、その他教育委員会や学校と連携して行う実践的研究を、毎年15件以上実施する。

1)-② 平成27年度に徳島県教育委員会との連携により徳島県美馬市と阿南市に設置したサテライト会場を、平成28年度から本格的に活用して、地理的な条件により学びにくい環境にある教員の各種研修を支援する。

1)-③ 生徒指導及び予防教育に関する実践的研究について、平成27年度に、鳴門教育大学が取りまとめ機関として、上越教育大学・宮城教育大学・福岡教育大学と連携し設立した「いじめ防止支援プロジェクト(BPプロジェクト)」を、国立教育政策研究所、生徒指導関係学会、徳島県教育委員会など各地の教育委員会の協力を得ながら推進し、その成果をシンポジウム等を通じて徳島県をはじめ全国に発信し普及させる。また、これらの研究成果を踏まえて、平成31年度を目途に、いじめ予防教育やいじめ発生時の指導に関する教員研修プログラムを策定し、広く全国の教育委員会や学校現場等に提供する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

1)-① 平成29年度を目途に北京師範大学との共催で第7回日中教師教育學術研究集会を開催し、その成果を學術研究集会論文集(プロシーディ

共同研究体制を構築し、教員養成・教師教育等に関する共同研究を推進し、その成果を世界に発信する。

- 2) 開発途上国等への教育支援に貢献するため、平成17年度に本学に「教員教育国際協力センター」を設け、第1期・第2期の期間全体を通じて独立行政法人国際協力機構〔以下「JICA」と記載する。〕等と連携し、諸外国からの教員等の受入れ及び本学教職員の海外派遣を行ってきた。特に、「JICA技術研修員受入事業」により、10年間で37カ国から497名の研修員を受入れ、当該国の教育人材育成及び社会発展に尽力した。それらの功績が認められ、平成25年にはJICAより「JICA国際協力感謝賞」を受賞した。第3期においても、これらの受託事業を引き続き実施し、教員養成大学の特色を活かした国際貢献・国際協力を積極的に推進する。さらにこの事業を、豊かな国際感覚を有し異文化対処能力及びコミュニケーション能力に優れた教員の養成や地域の国際化のために活用する。これにより、教育の国際協力、国際貢献に寄与する鳴門教育大学としてのブランド化を目指す。
- 3) 海外の協定締結大学等と連携しながら、グローバルな視点を持った教員を養成するため、第2期において海外研修や短期研修受け入れを試行中であるが、第3期において「グローバル教員養成プログラム」として策定し、学生を対象に海外の学校での短期実習を実施するとともに、事前・事後教育も充実させる。

ング)として公表する。また、北京師範大学との共同研究のノウハウを活かし、第3期期間中に新たな協定締結大学等との教員養成・教師教育に関する共同研究体制を構築する。

- 2)-① 平成28年度以降、第1期・第2期期間中の本学の海外受託事業に係る11年間の経験と蓄積を整理活用するためアーカイブ化し、本学の国際教育貢献に関する実績をJICA等との交渉や情報提供に役立て、受託研修について、毎年3件以上の受入数を確保する。また、受託事業に関連した教職員の海外派遣については毎年5件以上を確保する。
- 2)-② 平成28年度に、学部及び大学院の学生が外国人受託研修及びフォローアップ等、これに関連する事業に研修補助として積極的に参加できるよう体制を整備するとともに、第3期期間中、学生を国際協力ボランティアとして受託研修に一層受け入れること、国際協力を実施してきた途上国への短期派遣サポートに起用することなどを通して、「グローバル教員養成プログラム」に繋げていく。
- 2)-③ 地域の国際化への貢献について、平成28年度以降、外国人受託研修生と徳島県をはじめとした四国各県を中心とした教育行政機関及び学校との連携、学生の地域教育貢献への参画及び地域住民（訪問した学校の保護者を含む）の異文化理解とコミュニケーションの機会となる国際交流会を毎年3回以上実施するとともに、国際教育活動の成果の発信と議論の場として「国際オープンフォーラム」を第3期期間中3回以上開催する。
- 3)-① 第1期・第2期中期目標期間中に本学で推進してきたコンケン大学（タイ）やアデレード大学（オーストラリア）での学生の海外研修プログラムの成果と課題を整理し、平成28年度までに、これまでの諸プログラムを統合するとともに、本学との協定締結大学である北京師範大学（中国）や光州教育大学校（韓国）等へ研修先を広げながら、学生の海外研修の目標・内容・事前事後指導等に係る「グローバル教員養成プログラム」を策定する。このプログラムに基づいて、平成29年度以降年間10名以上の学生を対象に海外の学校での短期教育実習を実

(2) 附属学校園に関する目標

- 1) 附属学校園における幼児児童生徒の適正人数によるきめ細かな教育を実施するため、第2期に附属小学校と附属幼稚園でクラス規模を変更した（附属小学校：平成24年度入学生から1クラス40人を34人にした。附属幼稚園：平成24年度入園者から1クラス30人を26人にした）が、第3期の平成29年度までに附属中学校において1クラス当たりの適正人数を検討し、平成30年度入学生から1クラスの人数を変更する。また、附属学校園に多様な幼児児童生徒を受け入れるため、入学選考方法を検討する。なお、教育実習、大学教員の附属学校での研修、教育に関する先導的研究など、本学にとって附属学校園は欠かせない存在であり各校園のクラス数は変更しない。
- 2) 教育実習参加の適格判定を厳格に行い、教育実習生の教職力量を確保するために、大学が主体となって、附属学校園との連携の下に、教育実習への参加要件に関する評価基準の作成、学生が使用する評価ルーブリックや教育実習参加自己検定の開発に取り組み、完成させる。また、平成25年度から教職大学院の学部卒学生に対し附属学校園が実習を受け入れているが、第3期においては、教職大学院における実習の期間や内容に係る実施体制の改善と合わせて、附属学校園の受け入れ体制を整備する。
- 3) 教員養成大学の教員に相応しい学校理解と子ども理解及び教育実践に対する理解を深めるために、従来から実施している「新任大学教員の附属学校における研修」を「大学教員の附属学校における研修プログラム」として再構成し、平成28年度から運用することにより、本学の全ての教員が学校現場の経験を有するようになる。

施する。

(2) 附属学校園に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 保護者や教職員等のニーズ調査や地域社会の動向を踏まえながら、平成29年度までに附属中学校のクラス規模に関するプランを策定する。そのプランを平成30年度に実行し1クラスの人数を変更する。
- 1)-② 保護者や教職員等のニーズ調査や地域社会の動向を踏まえながら、平成31年度までに入学選考方法を検討し、実施する。
- 2)-① 教育実習参加の適格判定を厳格に行うため、学部教務委員会において、平成28年度に教育実習への参加要件に関する評価基準、学生が使用する評価ルーブリック、教育実習参加自己検定問題を開発し、平成29年度の教育実習生から運用する。
- 2)-② 教職大学院の学部卒学生の実習について、平成28年度から、学部学生の副免実習が行われる10月～11月に時期を合わせ5週間集中的に、附属学校での学級経営・教科指導等を含むより実践的な実習を実施する。
- 3)-① 「大学教員の附属学校における研修プログラム」に基づいて、初等・中等教育現場での指導経験を1年以上有すると認められる者には、大学と附属学校との関係性等を理解するために、附属学校園において延べ5日間程度の研修を行う。初等・中等教育現場での指導経験が1年未満である者には、不足する指導経験等について、原則2年間のうちに実質的に1年間に相当する実務経験を附属学校園において補完さ

- 4) 大学と附属学校園が協力し、幼小中一貫型教育を目指す。そのために、一貫性のある教育目標の設定、系統性のある教育課程の編成、幼児児童生徒指導の協力体制の構築、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒のための支援推進プログラム開発などを行う。そして、その成果を学部や修士課程・教職大学院のカリキュラムに反映させるとともに、地域の教員を対象とした研修にも活用する。
- 5) 附属特別支援学校の発達支援センターは、大学と連携し、平成26年度から文部科学省より特別支援学校センター的機能充実事業を受託して、地域の幼稚園や小学校に対して、積極的な支援活動を展開している。第3期には、受託事業の成果と実施方法を活かし、毎年継続的に特別支援教育の力量向上のための教員の個別指導、教員を対象とした研修会、障害を有する幼児児童生徒が在籍する学校園への訪問支援・来校支援などを実施する。その取組の効果と課題については訪問調査やアンケート調査等を通じて把握し、取組内容を改善する。

せる。

- 4)-① 平成28年度から、教科学習につながる基礎的な思考・技能、あるいは生きる力の育成及びそれらを基盤とした英語・数学・国語・生徒指導に関する幼小中一貫型教育のための教育目標の設定、教育課程の編成、教育組織・体制の整備に取り組み、実践する。その成果と課題を検証し、第3期期間中に他の教科・領域教育等での幼小中一貫型教育プランを開発する。
- 4)-② 平成30年度を目途に、幼小中一貫型教育プログラム開発の成果を反映させた授業科目を学部・大学院のカリキュラムに組み込むとともに、地域の教員を対象とする研修会を企画・実施する。
- 5)-① 大学と附属特別支援学校発達支援センターの連携により、平成28年度から、教員の個別指導については、平成24年度～26年度の平均で年間5名であったものを年間15名以上を対象に実施する。教員を対象とした研修会は、同期間平均で年間3回・延べ55名であったものを年間3回・延べ100名以上を対象に実施する。障害を有する幼児児童生徒が在籍する学校園への訪問支援・来校支援は、同期間平均で年間120回程度であったものを年間150回以上実施する。取組に関する訪問調査やアンケート調査は毎年実施し、その分析・評価を通じて取組内容を改善する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- 1) 学長の戦略的施策を企画立案するために設けられた企画戦略室に、機関調査機能（IR機能）を持たせることにより、大学経営や教学マネジメントを戦略的・効率的に進める。
- 2) 監事機能の強化を図るため、第2期における業務監査及び会計監査に加え、第3期では教育研究、社会貢献及び大学のガバナンス体制についても監査を行う。また、監事は

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 平成28年度から、企画戦略室に機関調査機能（IR機能）を集約した「IRチーム（仮称）」を設置し、大学経営や教学マネジメントを支える情報提供を計画的に行い、大学の戦略的施策の企画立案に活用する。
- 2)-① 平成28年度に監査の充実を図るため、教員養成系大学を主たる対象とした教育研究、社会貢献及び大学のガバナンス体制の状況調査を行い、監査項目・内容、観点基準等を作成し、平成29年度からは、それ

役員等との意見交換により、大学組織としてのコンプライアンスを強化する。

- 3) 男女共同参画による大学運営や教学体制を一層推進するために、役員、管理職及び教員に占める女性の割合を維持・増加させる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

- 1) 本学は「ミッションの再定義」において「大学院（現職教員再教育）重点化を目指す大学であり、大学院における現職教員の再教育を行う中核的な機関として位置付け、学校現場の諸課題に対応できる実践的指導力を備えた教員の養成を主たる目的とする」としている。第2期においては平成20年度に創設した教職大学院を中心に、現職教員の再教育を大学をあげて実施してきた。第3期においては、教職大学院において、学校・地域人材等からなるチームによる教育（「チーム学校」）の中核を担う学校リーダーの養成に関する機能強化や我が国の新しい教育制度を踏まえた機能強化を図るとともに、さらなる組織的な重点化を実施する。また、教職大学院に、教師になることを目指す社会人に広く門戸を開くプログラムを新設する。
- 2) 教員免許取得希望学生（長期履修学生）への支援体制の充実を図るため、第2期では「長期履修学生支援センター」を設置し、指導体制の充実を図った。第3期では、現状の組織を基盤に、教職志望の他大学出身者や社会人など多様な背景を持つ学生のニーズや学生のキャリア形成に応じた多様なプログラム提供に対応しうる教育支援体制の拡大・改善をする。

らに基づき監査を実施する。また、監事は役員等との意見交換の場を年間5回以上設け、ガバナンスやコンプライアンスを強化する。

- 3)-① 第2期（平成27年4月1日現在）では、役員は全員男性であり、管理職に占める女性の割合は7.1%、教員に占める女性の割合は23.1%であった。第3期においては、女性を積極的に登用して、役員に占める女性の割合を10%以上、管理職に占める女性の割合を10%以上に向上させるとともに、教員に占める女性の割合については20%以上を引き続き確保する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1)-① 教職大学院のさらなる重点化を図るため、「チーム学校」に係る学校マネジメント、小中一貫教育、生徒指導等に関するプログラムを新設し教育機能を強化するとともに、修士課程の教員養成機能のより一層の高度化を図るため、教科・領域教育における教科内容学研究を推進し、その成果を踏まえた実践型カリキュラムの質的転換を行いつつ、学長を室長とする企画戦略室において、大学院学校教育研究科の学生定員の適正化を実現する大学院の改組について検討し、平成31年度に改組を行う。
- 1)-② 平成28年度から、教職大学院に教員免許を持っていない学卒の社会人や中学校教員免許を持っている学卒生等を対象にした「小学校教員養成長期プログラム」を新設する。
- 1)-③ 実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験をもつ大学教員を40%にする。
- 2)-① 平成28年度以降、「教職キャリア支援センター」、「長期履修学生支援センター」及び「教職大学院コラボレーションオフィス」各々のセンターが協働する連携体制を構築し、その体制のもとで支援員の相互交流を行う。
- 2)-② 平成28年度から教職大学院に長期在学学生（3年制）を受け入れることに伴い、教育支援体制を拡充するため、「長期履修学生支援センター」において、長期在学学生の免許取得支援や教育実習の事前・事後

<p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>1) 事務組織の効率化・合理化を行うため、第2期には企画機能の強化を図る等、戦略的な大学運営を支える改革を行ったが、第3期には、業務全般を見直し、コスト削減の観点からシステム化・集中化を推進するとともに、コンプライアンス、危機管理対策及び一層の効率化を進めるため、業務の見える化・標準化を併せて推進する。</p>	<p>指導等を行う。</p> <p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1)-① 平成28年度までに業務の棚卸しを行い、平成29年度までに組織のシステム化・集中化を実施する。また、業務の見える化・標準化については、平成28年度から整備を進め、平成30年度を目途に完成させ、その後適宜更新する。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>1) 企画戦略室において外部資金獲得に向け、科学研究費等の獲得に向けた戦略を策定し、目標を定め実行する。寄附金収入についても、基金の設立及び積極的な獲得戦略を策定し、実行する。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>1)-① 外部研究資金等を獲得するため、第2期では、各種インセンティブの付与や科学研究費等獲得に向けた研修の実施等の取組を積極的に行った結果、毎年度1億円を超える外部資金を獲得してきた。第3期では、さらに戦略的に外部研究資金等を獲得するため、平成28年度までに企画戦略室において多様な財源の受入を積極的に進めるための戦略を策定し、第3期期間中、目標として毎年度1億円の外部資金獲得を達成する。</p> <p>1)-② 各教員の研究費の財源として積極的に外部資金を導入するため、企画戦略室において科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金）の獲得に向けた戦略を策定し、実行する。このことにより、教員の新規応募率（新規応募者数／新規応募可能な教員数）を、第2期の約40%（平成22年度から平成26年度までの平均値）から、第3期は平成33年度までに1.5倍の60%に増加させる。</p> <p>1)-③ 寄附金収入（研究資金を除く。）については、第2期には年間数十万円程度であったところ、平成27年度には教育現場への支援事業や地域の子供たちを育成する事業を進めるとともに学生への修学支援や奨学金支給など教育研究環境の整備を推進するための「鳴門教育大学基</p>

2 経費の抑制に関する目標

- 1) 大学の機能強化と効率化との両立を図りながら、中長期的な視点から人事マネジメント方針を定め、計画的な人件費管理を行う。
- 2) 業務コスト削減計画を策定し、中長期的な経費の削減を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- 1) 資産を有効に活用するため、第2期には、職員宿舎（120戸）の入居率の向上を目的に退去者を対象としたアンケート調査を実施し、住環境改善や入居条件等の見直しにより、大学院生の入居を可能とし入居率の向上に努めた。非常勤講師宿泊施設（「高島会館」8室）については、宿泊者へのアンケートを実施し、要望を基にホールの照明をセンサー付に取り替える等利用者の利便性の向上を図り利用率の向上に努めた。第3期には、引き続き入居率、利用率の向上に努めるとともに、家賃収入、維持管理費などの収支バランスや周辺の賃貸住宅・宿泊施設情報等を基にコストバランスを勘案して、平成33年度までに他用途への転用、民間活力の利用及び一部廃止等の資産整理も視野に入れた計画を策定し実施する。
- 2) 資金運用による運用益を獲得するため、第2期には、大学間連携による共同運用を含めた資金運用を年間平均34回実施し、90万円の運用益を獲得した。第3期においても、金融情勢等を十分に勘案した資金繰計画を策定し、大学間

金（仮称）」を創設した。第3期には、この基金を本格的に活用するとともに、これらの事業への賛同・協力を広く求め、この基金への寄附金を第3期期間中に1,000万円を目標として募る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 第2期には、定員管理計画を定め、職員の計画的削減や大学教員の原則後任不補充等により、人件費の削減を行った。第3期には、企画戦略室において学長のリーダーシップのもと本学の特色・強みを生かした改組案を踏まえた人件費管理戦略を策定し、計画的に実施する。
- 2)-① 第2期は、効率的な契約方法に積極的に取り組み、15件の複数年契約及び2件の大学間連携による共同購入を実施した。第3期には、これらをさらに積極的に取り組み、第2期を上回る件数を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 職員宿舎（120戸）の入居率の向上を目的に第2期に引き続きアンケート調査の実施と平行して、収支バランス、コストバランスや周辺の賃貸住宅状況を勘案し、平成33年度までに他用途への転用、民間活力の利用及び一部廃止等の資産整理も視野に入れた計画を策定し実施する。
- 1)-② 非常勤講師宿泊施設（「高島会館」8室）の利用率の向上を目的に第2期に引き続きアンケート調査の実施と平行して、収支バランス、コストバランスや周辺の宿泊施設状況を勘案し、平成33年度までに他用途への転用、民間活力の利用及び一部廃止等の資産整理も視野に入れた計画を策定し実施する。
- 2)-① 毎年度、資金繰計画を策定し本学独自の運用を行うとともに、大学間連携による共同運用にも積極的に参画する。

連携による共同運用にも積極的に参画することにより、着実に運用益を得ていく。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

1) 本学の教員養成大学としての機能と特色を明確化し、その最大化に向けた教学マネジメント体制を確立するために、教育・研究及び各教員・組織等に係る自己点検・評価について、第3期においては、特に地域の活性化に貢献する教育・研究や教員養成・教師教育の全国モデルとなる教育・研究を創出できているのかを重点的な評価観点として設定し、それらに基づく具体的な評価と改善を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

1) 大学教育の質保証という観点から、教員養成の機能と成果について情報公開・情報発信等を積極的に行い、社会への説明責任を果たすため、第2期には、本学の情報をWebページで公表するとともに、大学ポータルサイトに参画し積極的に情報発信を行った。第3期には、全学的な広報戦略について、より積極的な広報手法を開発する。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

1) 高度な教育研究活動に資する良好で安全安心なキャンパス環境を整備するために、第2期には、総合学生支援棟の

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1)-① 平成28年度に、教育・研究に関する自己点検・評価について、地域の活性化に貢献する教育・研究や教員養成・教師教育の全国モデルとなる教育・研究の創出を重点的な評価観点として、具体的な評価のための新たな指標と基準を策定し、平成29年度以降その評価指標と評価基準に基づく自己点検・評価を実施する。

1)-② 平成28年度に、各教員・組織等に関する自己点検・評価について、地域の活性化に貢献する教育・研究や教員養成・教師教育の全国モデルとなる教育・研究の創出を重点的な評価観点として、具体的な評価のための新たな指標と基準を策定し、平成29年度以降その評価指標と評価基準に基づく自己点検・評価の結果を教育研究費の業績主義的傾斜配分に反映させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

1)-① 企画戦略室において、学生や外部有識者の意見を取り入れながら、ステークホルダーに応じた広報媒体を活用し、効果的なタイミングで積極的な情報発信を行える広報手法を開発する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

1)-① 教職大学院の重点化、修士課程の機能強化に向けた大規模改修計画を立案するに当たり、安全安心な教育研究環境、全学共用スペース面

完成に伴い生まれたスペースを再配分し、新たな学びの場を整備した。また、生活環境改善を目的としたトイレ改修等学生支援対策や屋上防水、空調設備等インフラ設備改修を実施した。第3期には、大学改革マスタープラン及び国立大学法人等施設整備5カ年計画に基づきキャンパスマスタープランの見直しを行い、教職大学院の重点化、修士課程の機能強化に向けた大規模改修計画を立案・着手する。また、防災設備、インフラ設備等の計画的な改修更新を行い、安全安心な建物を維持し、ランニングコストの削減と建物の長寿命化対策を行う。

2 安全管理に関する目標

- 1) 南海トラフ地震等の大規模自然災害に備えるため第2期には、学生、教職員、関係自治体及び地域住民と連携し本格的な防災訓練の実施や帰宅困難者に対する防災関連物資及び資機材の備蓄・整備を行ってきた。結果、徳島県や鳴門市等の自治体及び地域住民からも高評価を得、防災拠点としての役割を果たすと共に防災関連物資及び資機材の備蓄・整備は備蓄計画に基づき進めてきた。第3期には、本学の防災対策基本方針をより実効性のあるものに見直しを行い、さらなる参加者の増加を目指す。また、備蓄計画は第2期同様着実に実施し、期間内は備蓄及び品質維持を行う。さらに、関西広域連合の一員である徳島県と協力し、原子力災害に係る広域避難者の受入体制を整える。
- 2) 各種のリスク要因に対応するため、第2期には予防的観点から規則及び対策マニュアル等を整備した。第3期においては、社会で起きている事件・事故等の状況を踏まえ、リスク要因の再評価を行うとともに、その対策マニュアル等をより現状に適合するよう改善し、学内での周知徹底を行う。

積20%確保、グローバル化、機能強化等の検討を行いつつ、平成28年度は再開発に向けた様々な要望を取りまとめ、平成29年度から計画を策定し、国の財政措置の状況を踏まえつつ順次実施する。

- 1)-② 防災設備、インフラ設備等の計画的な改修更新を行い機能維持に努める。また、修繕計画による修繕工事を実施し、省エネ効果の高い機器への更新によるランニングコストの削減と安全安心な建物維持並びに建物の長寿命化対策を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 南海トラフ地震等の大規模自然災害に備え、「防災対策基本方針」に基づき教職員及び学生はもとより関係自治体と協力し毎年度防災訓練を行い、反省点を踏まえより実効性のある防災対策基本方針への見直しを行い、さらなる参加者の増加を目指す。また、関西広域連合の一員である徳島県と協力し、原子力災害に係る広域避難者の受入体制を整える。
- 1)-② 本学における帰宅困難者に対する防災関連物資及び資機材の備蓄・整備について、備蓄計画に基づき平成28年度に100%を達成し、期間内は備蓄計画の見直しや備蓄及び品質維持を行う。
- 2)-① 社会で起きている事件・事故等の状況を踏まえ、既に整備されている規則及び各種対策マニュアル等を再評価し、現状に適合するよう改善するとともに、職員及び学生を対象にした講習会の開催やクイックマニュアルの配布などを通じて情報発信を行う。

3 法令遵守等に関する目標

- 1) 研究における不正行為防止及び研究費の適正使用を強化するため、第2期には、研究者倫理、研究費の使用に関する不正防止対策の研修を毎年度開講し、さらに、法令遵守や研究費の適正使用に関する誓約書を徴取した。その結果、研究における不正行為及び研究費の不正使用は、いずれも発生していない。第3期においては、これらに加え、更なる研修の充実により、研究者倫理教育を確実に実施する。これにより、引き続き不正防止対策を徹底する。
- 2) 情報セキュリティに対応するため、第1期から学内規則として「鳴門教育大学セキュリティポリシーに関する規程」及び「情報セキュリティポリシー実施手順書」を策定し、情報資産の保護・管理の他、情報セキュリティに関する啓発活動を行ってきた。第3期においても、情報資産の改ざん、破壊、漏洩等から保護するため、積極的に啓発活動を実施する。

4 環境マネジメントに関する目標

- 1) 環境負荷の削減に配慮した持続可能な大学キャンパスを構築するため、第2期には、環境省が策定した環境マネジメントシステムである「エコアクション21」に登録し、毎年度全て「適合」との評価を受けてきた。さらに、本学の環境方針どおりの環境マインドを持った学生及び教職員の活動が評価され、第17回「環境コミュニケーション大賞」の奨励賞を受賞するなどの成果があった。第3期においても、環境マインドを持った人材の育成と環境負荷の削減に配慮した持続可能な大学キャンパスを構築するため「エコアクション21」等環境マネジメントシステムを継続する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

- 1)-① 平成28年度以降、毎年、研究者倫理に関する規範意識を徹底していくための研修を新たにe-Learning等を活用して対象者の受講状況を確認しつつ受講率100%を達成するとともに、研究費の使用に関する不正防止対策の理解や意識を高めるための研修を毎年度複数回開講する。また、研究費の運営・管理に関わる者に対し、法令遵守や研究費に関する誓約書の徴取を継続的に実施する。
- 2)-① 毎年、情報セキュリティに関する啓発のため、職員及び学生を対象にした研修・説明会を実施するとともに、定期的に情報セキュリティ対策について注意を喚起する文書を通ずる。

4 環境マネジメントに関する目標を達成するための措置

- 1)-① 環境マインドを持った人材育成を行うために、「エコアクション21」等環境マネジメントシステムを継続し、エコカードの作成・配布、環境活動レポートの作成・公表、講演会の開催、環境目標・環境活動計画の達成等を行いつつ、環境負荷の削減に配慮した持続可能な大学キャンパスを構築する。

中 期 目 標		中 期 計 画	
別表 1 (学部, 研究科等)		別表 (収容定員)	
学 部	学校教育学部	学 部	学校教育学部 400人
研 究 科	学校教育研究科 連合学校教育学研究科 (兵庫教育大学連合大学院 の構成大学である。)	研 究 科	学校教育研究科 600人 (うち修士課程 500人 専門職学位課程 100人)